令和８年（フ）第６６号
群馬県みどり市笠懸町鹿3158番地１　田村ハイツＣ201号室、前住所群馬県太田市大原町2305番地１　プラネットＢ―101号
債務者　サトウ　アモール　バルガスことＳＡＴＯ　ＡＭＯＲ　ＶＡＲＧＡＳ
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第１１０号
新潟県阿賀野市中央町一丁目８番３号
債務者　西村　直弥（旧姓梅津）
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第３８０号
静岡県御殿場市中清水153番地の４　セラ・フジオカＡ203
債務者　岩本　香代
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第５６５号
愛知県豊田市新町３丁目77番地９　ベルセードルＷ　206号
債務者　佐藤　礼美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５６７号
愛知県西尾市吉良町上横須賀元屋敷50番地　市営元屋敷住宅Ｂ14号
債務者　森田　利行
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
奈良県橿原市新口町４番地の４　フォレスト新ノ口205
債務者　的場　美奈
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２５１号
奈良県橿原市畝傍町44番地　サンウィンディア　Ｃ102、前住所静岡県伊豆の国市奈古谷2217番地の396
債務者　鈴木　麻美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
香川県善通寺市稲木町415番地１、前住所高松市十川西町921番地２
債務者　河野　　理
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１２２号
香川県丸亀市飯山町上法軍寺2406番地１
債務者　酒井　美和
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１２６号
香川県仲多度郡多度津町大字葛原字永井46―１、住民票上の住所香川県坂出市沙弥島113番地２
債務者　田中　良太
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１３３号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁63番地１（コンフォート宇多津102）、前住所香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁46番地12（ステラ102）
債務者　秋山慶一郎
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１３４号
香川県丸亀市中府町四丁目13番28号養護老人ホームくおん、前住所香川県丸亀市川西町北1847番地１多田アパート３号
債務者　空　　文子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２０９号
長野市南高田２丁目７番地23
債務者　兵藤　沙希
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４５０１号
大阪府枚方市養父西町11番６号
債務者　西川　晶子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５０号
大阪市東成区中道３丁目８番３号
債務者　長友　清乃
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０４９号
大阪市都島区中野町２丁目16番30号　シャトー京橋　303号
債務者　望月由美子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４９号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―1033号
債務者　大坂　芳範
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部